

発行所

株式会社 F.P.シミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

入院給付金の課税

Q : 私の夫は、契約者、保険料負担者、被保険者を夫とし、保険金受取人、入院給付金受取人を妻である私とするがん保険に加入していました。

この度、夫ががんで入院し、入院給付金を私が受け取ったのですが、入院給付金の課税関係はどうなりますか。

A : 入院給付金は、贈与税も所得税も課税されません。

【解説】

所得税法では、生命保険契約に基づく給付金で、身体の障害に基因して支払を受けるものに対しては、所得税は課税されないことになっています。

この場合、入院給付金の受取人と入院していた者が異なる場合でも、その受取人が入院していた者の配偶者もしくは直系血族又は生計を一にするその他の親族であるときは、その給付金は非課税になります。

また、生命保険契約の保険事故が発生した場合、その保険契約の保険料負担者と保険金受取人（入院給付金等受取人を含みます）が異なるときは、原則として、保険金受取人はその保険事故が発生したときにおいて、その保険金等をその保険料を負担した人から贈与により取得したものとみなされます。

しかし、この場合の保険事故には死亡を伴わないものは含まれませんので、入院給付金に贈与税は課税されないことになります。

